

業務方法書の取扱いの一部改正について

1 業務方法書の取扱い（平成16年5月6日通知）

（下線部変更）

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第7条の2、第9条及び第12条関係）</p> <p>1. 業務方法書第39条第4項第4号に規定する当社が定める時価は、機構取扱有価証券については国内の金融商品取引所（法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）（注1）における最終価格（注2）（注3）<u>（注4）</u>、国債証券については日本証券業協会が発表する売買参考統計値<u>（注5）</u>のうち平均値とする。</p> <p>（注1）・（注2） （略）</p> <p><u>（注3） 株式については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。以下同じ。</u></p> <p><u>（注4） 当該銘柄が上場されている金融商品取引所のいずれにおいても約定値段がない場合は、当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所における当該決済日の2日前の基準値段（株式については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。以下同じ。）</u>とする。</p> <p><u>（注5）</u> （略）</p> <p>2. ～13. （略）</p> | <p>別表</p> <p>受入予定証券残高及び担保指定証券残高に係る評価額等に関する表（第7条の2、第9条及び第12条関係）</p> <p>1. 業務方法書第39条第4項第4号に規定する当社が定める時価は、機構取扱有価証券については国内の金融商品取引所（法第2条第16項に規定する金融商品取引所をいう。以下同じ。）（注1）における最終価格（注2）（注3）、国債証券については日本証券業協会が発表する売買参考統計値<u>（注4）</u>のうち平均値とする。</p> <p>（注1）・（注2） （略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（注3） 当該銘柄が上場されている金融商品取引所のいずれにおいても約定値段がない場合は、当社が定める一定の順位により選択した金融商品取引所における当該決済日の2日前の基準値段とする。</u></p> <p><u>（注4）</u> （略）</p> <p>2. ～13. （略）</p> |

2 附 則

この改正規定は、平成26年7月22日から施行する。